

平成20年 第1回沼田町議会臨時会 会議録

平成20年 1月15日(火)

午後 4時01分 開 会

1. 出席議員

議 長	9番	杉 本 邦 雄	議 員	1番	津 川 均	議 員
	2番	横 山 忠 男	議 員	3番	高 田 勲	議 員
	4番	大 沼 恒 雄	議 員	5番	絵 内 勝 己	議 員
	6番	上 野 敏 夫	議 員	7番	橋 場 守	議 員
	8番	中 村 保 夫	議 員	10番	渡 辺 敏 昭	議 員

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長 西 田 篤 正 君 農業委員会会長 中 山 勝 君

4. 町長の委任を受けて出席した説明員

副 町 長	藤 間 武 君	総務課長	金 子 幸 保 君
地域開発課長	神 憲 彦 君	財政課長	辻 山 典 哉 君
農業振興課長	生 沼 篤 司 君	住民生活課長	辻 広 治 君
建設課長	谷 口 勲 君	和風園園長	浅 野 信 行 君
旭寿園園長	橋 英 則 君		

5. 教育委員会委員長の委任を受けて出席した説明員

教育長 松 田 剛 君 次 長 栗 中 一 弘 君

6. 職務のため、会議に出席した者の職氏名

事務局長 金 平 嘉 則 君 書 記 岡 田 敏 行 君

7. 付議案件は次のとおり

(議件番号)	(件名)
	会議録署名議員の指名
	会期の決定
議案第 1 号	沼田町表彰条例の一部を改正する条例について
議案第 2 号	沼田町名誉町民に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 3 号	平成 19 年度沼田町一般会計補正予算について
意見案第 1 号	「道路の中期計画」の推進に関する意見書(案)について

(開 会 宣 言)

○議長（杉本邦雄議長）これより本日をもって招集されました、平成20年第1回沼田町議会臨時会を開会致します。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

(会議録署名議員の指名)

○議長（杉本邦雄議長）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、2番、横山議員、及び3番、高田議員を指名致します。

(会期の決定)

○議長（杉本邦雄議長）日程第2、会期の決定を議題と致します。お諮り致します。本臨時会の会期は本日1日間に致したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間に決しました。

(一 般 議 案)

○議長（杉本邦雄議長）日程第3、議案第1号。沼田町表彰条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（金子幸保課長）はい。議案第1号、沼田町表彰条例の一部を改正する条例について。沼田町表彰条例の一部を改正する条例を提出する。平成20年1月15日提出、沼田町長名でございます。お手元に配布しております新旧対照表をご覧いただきたいと思えます。

〔以下、議案を朗読。〕

○総務課長（金子幸保課長）今まで規則に規定されておりました、第7条の条文を条例の中に移し変え、明文化することによって分かり易くしたものでございますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。はい、上野議員。

○6番（上野敏夫議員）6番、上野です。あの、今この条例改正につきましてですけども、特に私、名誉町民についてなんですけども……。あ、すいません、したら表彰条例が終わってからにさせていただきます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、質疑ありませんか。はい、橋場議員。

○7番（橋場 守議員）ここで今まで町長が決めていたのを審議委員によって、より民主的に作られたような格好は取られるんですけどね、実際にはその審議委員の5名をね、委嘱するのは町長なんで、これはちょっと、公平にやってもらうといってもなかなかね、自分の意思に反するような人をね、委員として任命する訳にはいかないということがあると思うんですよね、ですからこういう点ではなかなか公平にとってもやりづらい、成りづらいと思うんで、是非ともですね、多くの人の意見を聞いて、その委員そのものがね、本当に公平な立場に立ってくれるような人を是非選ぶ方法というかな、そういうことを注意していただきたいなと思うんです。そういうことは出来ますでしょうか。質問だから一応聞かなきゃ。

○議長（杉本邦雄議長）はい、総務課長。

○総務課長（金子幸保課長）今橋場議員さんから言われたことが、一番重要なことでないかな、という風に考えますので、今回理事者の方もですね、そのような考えの下にこういう条例の改正を提出させていただいたということで、私ども理解しておりますので、よろしくお願い致します。

○議長（杉本邦雄議長）はい、他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第1号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第4、議案第2号。沼田町名誉町民に関する条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（金子幸保課長）はい。議案第2号、沼田町名誉町民に関する条例の一部を改正する条例について。沼田町名誉町民に関する条例の一部を改正する条例を提出する。平成20年1月15日提出、沼田町長名でございます。沼田町名誉町民に関する条例の一部を改正する条例。沼田町名誉町民に関する条例の一部を次のように改正する。これについても、新旧対照表をご覧いただきたいと思います。

〔以下、議案を朗読。〕

○総務課長（金子幸保課長）名誉町民の推薦につき、町長の考え方で今までやってきていたものをですね、先に議決されたとおりですね、表彰審議会の意見を聞き、に改めるものでございまして、今ほどお話ありましたとおり公正で適切な民主的手続きを踏んで、明文化したものだという風に捉えてございますので、よろしくご審議のほどお願い致します。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。はい、上野議員。

○6番（上野敏夫議員）はい、私あの、名誉町民というのは、本当に町民から見て本当にあの町民の、沼田町の為に貢献が多くあって、更にどの町民からも尊敬されるような人が名誉町民になるべきだと思いますね。そのような多くの町民の意見を聞くような条例をどこにか入れたらどうかなと思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長（杉本邦雄議長）総務課長。

○総務課長（金子幸保課長）今ほど、ご説明申し上げたとおりですね、従来から名誉町民の関係につきましては、町長の考え方でという文章しかございませんでした。それでは、今ほど橋場議員からお話ありましたとおりですね、色んな人に意見を聞いたり、表彰審議会委員の意見を聞いて、そして決めさせていただきたいということでございますので、その点につきましてはですね、十分理事者も考えて対応してくれるのかなという風に考えますので、よろしくお願い致します。

○議長（杉本邦雄議長）他に質問ありませんか。はい、橋場議員。

○7番（橋場 守議員）7番。名誉町民の資格というか、2条に書かされているんですけれども、私ね、名誉町民の称号というものは必要無いんでないかと思うんですよね。例えばここで20年以上住居を有しとずっとあって、町政振興に寄与して顕著な功績があり、町民が広く郷土のほこりとし、かつ深く尊敬に値すると認めたものに対して名誉町民の称号を与えるという訳なんですけれどもね、名誉町民を無くしたらそういう風にやってくれる人が居なくなるんでないかと、もしこんな考え方であつたらね、その人自身が名誉町民の資格が初めから無いということになると重うんですよね。ですから、名誉町民に値する人はそういう表彰、名誉町民の称号は無くてもこういうことをする人だ、ということではなければならないので、私は名誉町民の称号が与えられなくてもね、こういう人がどんどん増えてもらったほうが良いと思うので、私は名誉町民という、別なね、色んな功労章というかたちで功労があつたということで色々表彰がありますけどね、それくらいに留めて、名誉町民というのは必要無いのではないかなと思うんですけれども、町長の見解はいかがでしょうか。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）そういうような考え方もあろうかという風に思うんですけども、現在まで趣旨に従ってですね、それぞれ名誉町民が現存している訳ですから、ずっとあの、近隣の市町を見ましても同じような、そういう表彰規定の中で取り扱っているようでありますので、当面そういうような方向で現在の名誉町民条例に基づく条例を維持して行きたいな、そんな風に思っております。

○議長（杉本邦雄議長）他に質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。橋場議員。

○7番（橋場 守議員）先程質問したような中身で、是非検討を加えていただきたいということを申し添えておきます。

○議長（杉本邦雄議長）他に討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第2号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第5、議案第3号。平成19年度沼田町一般会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長）議案第3号、平成19年度沼田町一般会計補正予算について。平成19年度沼田町一般会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成20年1月15日提出、町長名でございます。別冊の補正予算第7号1頁の方をお開きを願いたいと思います。

〔以下、補正予算1頁を朗読。（2頁以降省略）〕

○財政課長（辻山典哉課長）補正予算綴じ込みの最後の頁、6頁をお開きを願いたいと思います。まず歳出であります。2款の総務費であります。12目の自治振興費で1万6千円の追加補正を行ってございます。これについては、説明ご覧のとおり表彰審議会の開催にかかります報酬の増ということで追加を致したものでございます。3款の民生費1目社会福祉総務費でございますが、65万7千円の追加補正でございます。これにつきましては福祉灯油にかかります補助金の増額でございますが、要綱の改正を行いまして、単価適用分と致しまして12月以降各月1日現

在単価におけます単価差分、この単価差分が発生を致したとすれば、これを追加給付をするということと致したものでございます。併せまして更に給付が必要とする世帯の増加分を見込みまして、65万7千円の補正増としたものでございます。なお、これら財源につきましては地方交付税を計上致しまして、収支の均衡を図ったものでございます。以上でございます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。橋場議員。

○7番（橋場 守議員）民生課長に聞きたいんですけれども、生活保護世帯にはね、11月から翌年の3月までの5ヶ月間に渡って冬季加算というのが支給されますよね。で、この冬季加算というのは、ちょっと私ね、誤解していたんですけど、これは燃料費だなどと思っていたんですよ。ところが燃料費ではないんですね。それも含めて冬季間に色んな経費がかかる、嵩張るんで5ヶ月間加算するんだということらしいんですよ。例えば除雪をしてもらおうとか、屋根から雪が落ちてきて窓が壊れたら困るんで、それに対する柵を作るとか、こういうのも全部冬季加算でやるんだということですよ。で私、あの公営住宅の状態をみてね、福祉事務所に電話してね、これは冬季加算ではなくて家屋修理費の方で見てもらえないかと交渉したらね、公営住宅を国がやる必要ば無いんだと、もしそういうことが危険であるとしたら、沼田町としてね、福祉の制度としてやってくださいと。冬季加算の他にそういうことについて家屋修理費では出来ませんとこういう話なんです。それでね、私今度のこの福祉灯油のことなんですけども、これは要綱では生保家庭には支給されないようになってるんですね。除かれるようになってるんです、除かなければならないことになってるんですね。今度ね、今の状況でもって、道の方で確かね、その今回各自治体でね、嵩上げて支給してもね、それを収入としてみなさないという方向をとっているはずなんですよね。それを確認したいんですけども、そういうことであれば、生活保護世帯でもやはり支給すべきでないかと思うんですけども、どうなってますか。

○議長（杉本邦雄議長）はい、住民生活課長。

○住民生活課長（辻 広治課長）只今質問のありました福祉灯油の関係なんですけれども、支庁の出先であります深川福祉事務所の方にちょっと確認をさせていただきました。その回答ではですね、8千円までは収入に認定しないこととしているというような。

○7番（橋場 守議員）う、うん。

○住民生活課長（辻 広治課長）8千円までは収入としてみなさないということになっているというようなことであります。実はあの、この話、今お聞きした関係です、本来生活保護世帯に対する保障というんですか、措置決定権者が国、道が

行ふべきものという風な考え方が私たちの方では、担当部局としてはしております。まあ、そういった中でこういうような内容のことで出されている、実は私どもも詳しく内容を検討しておりませんでしたので、今後検討しながらですね、もしこれが本来どおり支出をしなければならないようなことであるとしたらですね、理事者との協議も進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

○議長（杉本邦雄議長）よろしいですか。はい、町長。

○町長（西田篤正町長）あの、おっしゃるようにね8千円まで認めていいというのであれば、これは無条件で私どもは支給させていただきます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第3号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。ちょっと休憩致します。追加議案を配布致します。

16時20分 休憩

16時21分 再会

（議事日程の追加）

○議長（杉本邦雄議長）再会致します。議事日程の追加についてお諮り致します。只今日程第6、意見書案第1号「道路の中期計画」の推進に関する意見書（案）について追加案件が提出されました。この際これを日程に追加致したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって日程第6、意見案第1号「道路中期計画」の推進に関する意見書（案）についてを日程に追加することに決しました。

（意見案の審議）

○議長（杉本邦雄議長）日程第6、意見書案第1号「道路の中期計画」の推進に関する意見書（案）についてを議題と致します。提案者より説明を求めるところです

が、この際説明、質疑を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長) ご異議なしと認めます。よって説明、質疑を省略することに決しました。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。橋場議員。

○7番(橋場 守議員) 私あの、反対の立場から意見を述べさせていただきます。12月の議会でね、ガソリンの値下げやなんかをまあ、意見書を出した訳ですよ。で、これはね、色んなことを言われるんだろうと思いますけれども、道路特定財源というのは、私は以前から一般財源にするべきだと、そして緊急なものとは緊急でないものをきちんと分けてですね、何よりも住民の生活を優先にしたね、財政運営をするべきだという立場を取っていました。で、今ですね国から交付税が減るとか何とか言ってますけどね、それは特定財源として沼田町の道路を整備するという事なんでしょうけれどもね、私は今、毎日毎日ね、物価が上がって行って、もう本当に灯油やそういうものが上がっていると、こういう町民の毎日毎日の生活をね、圧迫するような状況が生まれているんですよ。そういう時に私は、道路ぐらいはちょっと待とうと、色んなことをかじってますけどね、主要な幹線道路ネットワークを初め、防災対策や緊急医療など生活道路の確保などの面において、未だ不十分であると言っているけれども、まあ不十分のところもあると思います。しかし沼田ではここに書かれたことでね、実際大変だということな無いと思うんですよ。ですから、他のね道路の不便さ、色んなものあるけれども、それはやっぱり我慢出来る中身じゃないかと思うんですね。私はですから何としても今、町民が毎日毎日大変だという、そういうところの方をやはりね支援する、そういう立場に議会は立つべきだと、そういう風に思いますので、まああの、賛成議員が名前を連ねていてびっくりしてしまったんですけどね、いつからこうなったかびっくりしちゃったんですけども、まあ私は反対をしたいと思います。特にね、今地球温暖化だとか、地球が壊れるということが問題になっているんですね。それはやっぱりね、便利さを少しでも我慢しなかったら、これ出来ない状況なんですよ。地球を守る、温暖化から守る、或いは破壊から守るといったらね、我々の贅沢をね、少しでも我慢して、やはり地球の資源を大切にするとか、木を植えるとか、そういうところにね、金をかけるべきだと思うんで、私はそういう意味から町民の生活を守るという立場からね、反対したいと思います。

○議長(杉本邦雄議長) はい、他にご意見ありませんか。

○4番(大沼恒雄議員) 議長。議事進行について。

○議長(杉本邦雄議長) はい、大沼議員。

○4番(大沼恒雄議員) 今あの、請願、陳情に対してのね、議論がまだなされていないんじゃないんです。先に意見書を今、出ってしまったかたちになってしまった気

がするんだけど、それはどうですか。

○議長（杉本邦雄議長）先にね、提案者の説明と更に質疑を省略したいというところで、皆さん方からの意見がありませんでしたので、議事を進めさせてもらいましたけれども。はい、橋場議員。

○7番（橋場 守議員）今のね、これは請願とか何とかの元データで無いんですよ。議運の中では説明があったけど、ここで来ているのはね、あなた方が賛成して、提案者がいて賛成して出されたんだから、何も問題無いんです。その点がね、もし提案者に対して十分説明がされていないのであれば、これはもう一回撤回したほうが良い。

○議長（杉本邦雄議長）もう一度言いますけれど、大沼議員には先程ね、説明、質疑を省略したいという時に挙手がありませんでしたので、そのまま進めたということでご理解いただきたいと思います。ちょっと休憩します。

16時26分 休憩

16時27分 再会

○議長（杉本邦雄議長）再会いたします。他にご意見無いようですので。

○3番（高田 勲議員）いいですか。

○議長（杉本邦雄議長）はい。

○3番（高田 勲議員）私の方からは賛成の立場でご意見を述べさせていただきます。元々ですね、道路というのは、そんな個人で作ったり、除雪も個人で道路の除雪も出来るもんじゃない。これは当然のことでありまして、まして12月の定例会では、一部「ガソリン税等の」というような注記があったようでございますが、その時にはですね、これほど特定財源が我が町の財政に影響するとは思っていなかった。きっとこのお金で今深深と降っている雪も除雪されているんだらうな、という風に僕らは今思っています。ですから今回の意見には私は賛成したいと思います。以上です。

○議長（杉本邦雄議長）他にご意見ありませんね。それでは採決致します。「道路の中期計画」の推進に関する意見書（案）について賛成の方、挙手願います。

（「挙手（賛成）多数」）

○議長（杉本邦雄議長）はい、賛成多数で可決致しました。よって本案は原案どおり関係機関に提出することに決しました。

（閉 会 宣 言）

○議長（杉本邦雄議長）以上で本臨時会に付議された案件は全て終了致しました。これにて平成20年第1回沼田町議会臨時会を閉会致します。どうもご苦労様でし

た。直ちに全員協議会を行いますので、控え室にお集まり下さい。

16時29分 閉会

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員